

令和2年12月11日（金曜日）

（会議第4日目）

応招議員

1番	小永正裕	2番	矢野依伸	3番	山本久夫
4番	山崎正男	5番	浅野修一	6番	吉尾昌樹
7番	濱村美香	8番	矢野昭三	9番	宮地葉子
10番	澳本哲也	11番	宮川徳光	12番	池内弘道
13番	中島一郎	14番	小松孝年		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	松本敏郎	副町長	松田春喜
総務課長	宮川茂俊	企画調整室長	西村康浩
情報防災課長	徳廣誠司	住民課長	川村一秋
健康福祉課長	佐田幸	農業振興課長	川村雅志
まちづくり課長	金子伸	産業推進室長	門田政史
地域住民課長	青木浩明	海洋森林課長	土居雄人
建設課長	森田貞男	会計管理者	小橋智恵美
教育長	畦地和也	教育次長	藤本浩之
教育次長	橋田麻紀		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 山崎 あゆみ

令和2年12月第14回黒潮町議会定例会

議事日程第4号

令和2年12月11日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

日程第2 議案第57号から第66号まで

(委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決)

日程第3 議案第67号

(提案理由の説明・質疑・討論・採決)

日程第4 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

議 事 の 経 過

令和2年12月11日
午前9時00分 開会

議長（小松孝年君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

日程第1、一般質問を行います。

質問者、濱村美香君。

7番（濱村美香君）

おはようございます。

通告書に基づき、本日は5つの項目について質問をさせていただきます。

11月末から現在、高知県内ではコロナ感染症の増加が続き、年末年始を迎えるに当たり不安なことが多い、今日このごろです。いつ、誰が感染してもおかしくないことを考えますと、感染された方に対しても濃厚接触者として自宅待機を余儀なくされる方に対しても、いち早く必要な支援が実施されるようお願いいたします。

私たちも、どのような状況にあっても安全な対策の中、コロナ感染症に対して正しく理解をした上で、支え合い、助け合うことができるまちづくりを考えていく必要があります。

それでは、質問に移ります。

まず、1問目、若者定住支援について質問を致します。

わが町は2060年に人口6,800人を目標に掲げ、さまざまな施策を行っています。そのような中でも、結婚した若い夫婦が高台にある安全な宅地を求めて、町外に転出している現状があります。

平成18年の合併当時、黒潮町の人口は約1万4,000人でした。平成22年に1万3,000人台になり、平成26年に1万2,000人台になり、平成30年には1万1,000人台へと推移しています。これを見ると、4年ごとに1,000人減少しています。

そして、今年10月末の人口は1万889名ということですので。この減少幅で推移をすると、総合計画に掲げられている人口目標の達成のためにはかなりの努力と綿密な戦略が必要と思われます。このままでは、人口減少に歯止めが効かなくなると思っております。

そこで、カッコ1、高台への宅地確保について、町として具体的な戦略があるか問います。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは濱村議員の、高台への宅地確保として具体的な戦略があるかについてのご質問にお答えしていきたいと思っております。

町内に、家の建築可能な高台を確保すれば、若者夫婦に限らず、町外への転出を防ぐことができる可能性は非常に大きいと考えております。

しかしながら、現在のところ、町内において人口流出抑制のための宅地整備の事業計画がないのが現状でございます。

しかしながら、今後の戦略と致しましてはこれまでも今議会で答弁してきましたように、町外への転出抑制に限らず、宅地整備の必要性は十分感じているところでございまして、津波浸水区域外、そして災害圏区域外に大規模と、そして比較的短期にできる小規模の組み合わせた宅地造成事業などを、今後検討していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

ありがとうございます。

昨日から、大規模と小規模の計画を進めていきたいというお話は何っておりました。

やはりうちの町には、津波の浸水区域にかなり住居を持つ方がおいでます。集団での高台移転の勉強会もしながら、安心、安全な生活を推進しようとしています。

しかし、各地区、勉強会を重ねても数々の障壁にぶつかり、結果、高台への集団移転は現実のものとなっていないです。

しかし、そこで私たちもあきらめてはいけないと思っています。集団が無理なら個々に、これからUターン、Iターンでわが町で暮らしを始める方、結婚してわが町に住もうと思う方が家を持つとすると、また、個人で高台に移転をしたいと思うとき、若者に限らず。そのときに、やはり高台に宅地があるということが大切ではないかと思っています。

その大規模、小規模、私は取りあえず早く手を打っていただけるのは、やはり小規模。昨日の話からもそうだと思います。このまま何もしなかつたらほんとに、なかなか土地も分けていただけないねということで、あきらめて終わってしまうと思うんです。

その小規模については、昨日の話でもこれから具体的にいろいろ計画を立てていくっていうことでした。早急に、先延ばしをせずに対応していただくことを願います。

続いて、カッコ2の質問に移りたいと思います。

高台に土地を保有する方が、宅地のために用地売却した場合の税制的な優遇措置として何かありますか。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（川村一秋君）

それでは濱村議員の一般質問の1のカッコ2、高台の土地を売却した場合の税制的な優遇措置についてお答え致します。

土地所有者が土地を売却した際に、所得税、住民税、印紙税の、3つの国税、地方税が課されます。

この中で、所得税と住民税については、土地を売却したときに得た利益、譲渡所得の金額に応じて課税されるもので、利益がなくマイナスになる場合には課税されません。

また、不動産売却の所得税と住民税は分離課税といわれ、ほかの所得とは分離して課税されます。

印紙税は契約書に貼る印紙代として徴収されるもので、売却金額によって納付される額が異なります。

一方、土地を取得された方には、県から不動産取得税が一度だけ課税されます。

不動産取得税には、住宅用土地を取得した場合に軽減措置として、特例適用住宅用土地を取得した場合や耐震基準適合既存住宅用土地を取得した場合、耐震基準不適合既存住宅用土地を取得後6ヶ月以内に耐震改修を行い、耐震基準適合証明を受けた場合など軽減措置があります。

議員のご質問の、高台の土地を売却した場合の税制的な優遇措置につきましては、国税、地方税は共に法令に基づいて課税されていますので、高台の土地を売却した場合の税としての優遇措置はございません。

以上です。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

税制的な優遇措置はないということで。

これは年金暮らしの方たちにとっても、先祖代々受け継いだ土地を売却することによって税金が増えるのではないかとか。

あと、国保税なんかもひょっとすると住民税に影響してくるということはないでしょうか。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（川村一秋君）

それでは再質問にお答え致します。

国保税に影響ということですが、非課税の方が売却をすることによって課税になれば、影響は当然出てくると考えられます。

以上です。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

議長、すいません。ちょっといいですか。

聴覚障害がある方は口元が見えないと何を言っているか分からないので、もし構わなければ、自席でもマスクを外すということにはならないでしょうか。感染で。

議長（小松孝年君）

今回はもうそれでやってますので、すいませんがちょっと我慢してもらおうて。

7番（濱村美香君）

そうですか、分かりました。はい。

議長（小松孝年君）

大体普通はね、今まではそうやってやってたんですけど、今回は特別にお願いします。

7番（濱村美香君）

はい、分かりました。

議長（小松孝年君）

すいません、ここだけで。

7番（濱村美香君）

テレビを見られている聴覚障害の方たちは、やっぱりちょっとでも口元を見れば理解できるということもありますので、また何か次回からちょっとそういう対策が取ればというふうに思います。

よろしくお願いします。

すみません、中断をしました。

やはり、先ほどの話に戻りますと、国保税とかそういうものに影響してくると日々年金で生活をされて

いる方たちの負担増になるとなると、なかなか土地の売却ということに気持ちが行かない。先祖代々守った土地を手放したくないという理由もあるかもしれませんが、土地を売却することによって負担が増えるというリスクはあると思うんですが。

そこらへんは、町としてどのようにお考えでしょうか。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（川村一秋君）

それでは再質問にお答え致します。

答弁が重複すると思いますが、先ほどの答弁でもしたとおり、国税、地方税は共に法令に基づいて課税されておりますので、町として税の特例優遇措置は困難と考えます。

以上です。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

特例の措置があるかないかというよりは、そういう負担が増えることによって土地の売却ができずにいる方がいるかどうかという。

そういう現状があるのではないかということに対して、町はどういうふうに捉えていますか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、濱村議員の再質問にお答えしていきたいと思えます。

税の優遇措置というのは、やっぱり税法に基づいていますのでなかなか困難で。

特例がある場合は、それぞれの事業で公法とか特例の控除制度はございます。そのほか町独自の制度でなかなかなくて、やはり土地の交渉の中で、今、議員がご指摘されたことが大きな課題になることは現実にあるかと思えます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

実際にそのような現状が1件でも2件でも10件でもあるとすれば、やはり何か対策を取らなければならないように思えます。

町単独で、今までいろんなことに対してかなりの施策を打ってきたと思うんですけども、国、県の事情、そういう取り組みに従って、高台に宅地を確保することは難しいんじゃないかと思えます。

もし町単独で事業が打てるならば、こういう場合の優遇措置というのも必要なのではないかと考えております。

さらに、既に死亡している人の土地であれば、登記に関してもすごく労力とお金、金銭的な負担を必要とします。

そういうときに、やはり税金の優遇措置に加えて、やはり登記に掛かる手数料であるとか、負担となっている金銭的なこととかの何らか、宅地のための土地売却をした場合という限定にはなるかと思えますけ

ど、何らかそういう、登記料の負担金であるとかそういうことが考えていかなければいけないというふう
に思うんですけども。

今後、町独自の事業とかそういうのを検討していく、盛り込むという考えはありますでしょうか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、濱村議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

税法改正は町の範囲ではとてもかからないませんので、独自の制度の必要があるんじゃないかというご質問
でございますね。

多分、この課題で悩んでるのはうちだけじゃなくて全国の自治体共通のものだと思いますので、どうい
うことが他の自治体でやられておるのか、そういう調査もしながら、いろいろ研究をとにかくしてみたい
と思います。

よろしく申し上げます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

いろいろ細かく調査をして、また検討していただけるということです。

私たちは、公的な支援ばかりを求めているわけではありません。行政としてできること、住民としてでき
ること、それぞれあると思うんです。高齢の方で、もう自分の身内は帰ってこないからとか、もうよそで
生活をしているからという方で、土地を手放してもいいよと思われる方はそういう優遇措置があれば、ひょ
っとすると負担なく次世代に土地を託して住んでいただくということに協力をしていただけるかもしれま
せん。

これまで前例がないとか、突発的な考え方と思うかもしれませんが、やはりそういうふうは何ら
か取れる措置があるのではないかという、あきらめたくない私の気持ちで、税のこととか、登記料の負担
のことだとか、手間のことだとか、そういうことを言わせていただきました。

やっぱりこれから、本当に本気で若者に定住していただき、今町内に住んでいる方も高台を求めて町外
に出ることがないように、ほんとにきめ細かく考えていかなければ、あっという間に人口は減っていく。
そういう危機感を持っております。

安全な場所に宅地がなかったら、人は帰ってこないと思います。黒潮町は自然が豊かで食べ物もおいし
いです。コロナ感染症の問題で、地方での暮らしが見直されている良い機会だと思っております。人々が
定住できるように、また若者が帰ってこられるように、宅地の確保については具体的に戦略が組まれるこ
とを願います。

もう一度町長、小規模の計画についても具体的に構想が、昨夜からひと晩しかたってないですけども、
今に至って何かこう、細かな戦略でこういうことの必要性があるということが思いついたことがあれば、
お聞かせください。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、濱村議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

小規模な、比較的短い期間でできる可能な制度を検討するというふうに答えてきましたけれど、まずはですね、そういう地権のある方からいろんな意見を聞いてみたいと思ひまして。勉強会、あるいはできればそういう検討チームのようなものを立ち上げて、まず情報収集、そういうことから始めてみたいと思ひております。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7 番（濱村美香君）

ありがとうございました。

やはり子や孫たちが順次に高台に住居を構えることができれば、有事に身を寄せることもできます。被災時の仮設住宅の問題も半減されるかと思ひます。

これから高台に宅地を確保して、安心して暮らせる準備をしていくという意味でも、小規模の住宅確保においての地域の取り組み、思ひもあると思ひますので、それに対しても細かな事業が始まっていくことを願って、次の質問に移ります。

2 問目ですけれども、結婚新生活支援事業について質問致します。

今年9月21日付の新聞記事によりますと、新婚生活60万円補助へという画期的な見出しがあり、内閣府が少子化対策の一環として新婚世帯の家賃や敷金・礼金、引っ越し代など、新婚生活に係る費用の補助を行うというものであります。

これまで県内は、12市町村が結婚新生活支援事業としてこの制度を取り入れています。

カッコ1、来年度からは、受ける側の条件も緩和され、国から町への補助率も2分の1から3分の2に引き上げられます。

黒潮町でこの事業を実施する計画はあるか問ひます。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それでは濱村議員の、結婚新生活支援事業に関するご質問につきましてお答え致します。

結婚新生活支援事業は、結婚に踏み切れない主な要因が経済的理由であることを踏まえ、新婚世帯に対し結婚に伴う新生活に係る新居の家賃や引越し費用等について支援する地方自治体を対象に、国が支援額の一部を補助するものでございます。

現行の制度としましては、補助上限額が1世帯当たり30万円で、国が2分の1の補助となっております。

また、対象世帯と致しましては、夫婦共に婚姻日における年齢が34歳以下、かつ、世帯所得340万円未満の新規に婚姻した世帯が対象となり、補助対象についても住宅の取得費用や賃貸費用、引っ越し費用と、新生活をスタートするに当たり要した経費に対して補助する制度となっております。

令和3年度より補助上限額を60万円とし、国の補助も30万円に引き上げ、夫婦の年齢も34歳から39歳以下までを対象とし、世帯所得につきましても400万円未満とする方向でございますが、補助率につきましても都道府県が主導するモデル事業、自治体間連携に認定されると補助率は3分の2にかき上げされることとなりますが、高知県につきましても現在のところ通常の2分の1の補助ということで、変更はないとのことでした。

本町の婚姻届出件数は、平成27年度から令和3年度の5年間で169件、年平均33件となっております。

本町では、創生基本計画におきまして、基本目標3、若い世代の結婚、妊娠、出産、子育ての希望をか

なえるとして、出会いの場の創出や、妊娠、出産、および子どもの健康のための支援等に取り組んできているところでございます。

結婚新生活支援事業につきましても、若者、子育て世帯等への支援策を考える中で、他市町村の実施状況および実績も参考にしながら検討してまいります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

検討してまいりますということは、実施するという事ではないということではよろしかったでしょうか。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それでは再質問にお答えします。

実施するという事ではなくて、検討させていただきたいと考えております。

まず、この施策につきましてもこの単品の施策のみではなくてですね、先ほども申し上げましたように子育て施策の中全体として、それがいかに効果のあるのかということも踏まえて実施を決めたいというふうに思っておりますので、この後、ちょっと検討をさせていただきたいというふうに思います。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

比較的、人口規模も近い、高齢化率も近いと思う土佐清水市では、令和2年度、まだ本年度は希望者がいない、該当者がいないということでした。

反対に、香美市の方に尋ねてみますと、新聞報道があつてから問い合わせもかなり増えてきたということで補正を組んで、今年度まだその金額とかも上がってない30万円の段階なんですけれども、希望者が増え、該当者も増え、補正を組んだということでした。

なので、土佐清水市の方、所得が高くて該当者がいないのか、その基準に該当するものが何かマッチしてないのか分からないんですけど、広報も足りないというのものもあるかもしれません。知らなかったということも大いにあるかもしれませんし。

私はぜひ、そんなに該当する人もいないかもしれないですし、希望する方もいないかもしれないですけど、佐川町とかそういう所においては、5年間黒潮町に在住する意思のある者、という条件を設けている所もあります。そういうことを思うと、やはり一度黒潮町に住んでいただけるというチャンスにもなるかもしれませんので。

高知県の補助率が2分の1のままだということは、満額該当になるとすると1組に当たり30万の負担になるのでとても町負担は大きいかもしれませんが、ふるさと納税等のやはり基金もありますし何らかやりくりをして、この事業については黒潮町でも実施していただけないだろうかというふうに思っております。

が、それで、また検討していただけるといふことなので、これで質問は終わりたいと思います。

やはり結婚を決意するときに、お金がないからという理由で断念してほしくないというのもありますので、よろしく願い致します。

それでは、3問目の質問に入ります。移住施策についてです。

町内では、空き家の有効活用をして移住者支援に取り組んでいます。黒潮町に移住または里帰りをして、就労、子育てしながら長年経過された方も多数います。住み始めて10年もたつと、当時借りた住宅もさらに老朽化をして、修繕の必要が出てくると思われます。

カッコ1、時の経過により老朽化し、安全の確保が難しくなった場合のサポート体制はあるか問います。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それでは濱村議員の3、移住施策のカッコ1、空き家の老朽化サポートにつきましてお答え致します。

黒潮町では、空き家を活用した住居施策を中心に、移住定住促進を図っております。

空き家の老朽化や残存荷物の処分は活用する上で課題となってくる要因であり、その課題解決のため平成28年9月に、高知県外から移住される方を入居対象とした移住者住宅改修費等補助金を創設致しました。

その翌年度である平成29年4月には、空き家・住宅改修費等補助金に名称を改め、入居対象を町内在住者に広げるなど拡充し、移住に限らず町内の方が定住していただくための補助事業として実施しております。

さらには、本年度より、現況が空き家である物件、かつ耐震性が担保された、またはその見込みのある物件につきまして補助上限額を引き上げ、事業をより充実させたところでございます。

空き家は所有者の財産であることから、憲法で規定する財産権や民法で規定する所有権に基づき、その所有者において自主的に管理することが原則とされております。現在実施しております空き家修繕補助事業は、木造住宅耐震補助事業や浄化槽設置補助など、他の補助事業と併用が可能ですので、安全や老朽化をサポートする体制は一定できていると考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

サポートはできているということでしたが、財産権、所有権の関係から、所有者が基本的に管理をするということですが。

町としてどのようなサポート体制、これまで実績がありますでしょうか。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それでは再質問にお答えします。

サポート体制ですけれども、先ほど申し上げました空き家住宅の修繕補助事業等を組んでおりまして、借主またはその家の所有者に対しまして基本的には50万円の予算で改修ができるということにしておりまして、年間30件を組まさせていただいておりまして、毎年それが使われるという状況でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

それは、まだ一度も手を付けてない修繕に対して実施される補助事業でしょうか。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

再質問にお答えします。

基本的にはこの補助事業は1回しか使えませんので、これは年数は関係なくですね、一度使えるということになっております。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

その事業が活用されているということですけど。

では、一度その改修した住宅を移住してこられた方が使った場合、そこでさらに10年たった、まあ20年はまだたっていないかもしれませんが。使ううちに老朽化してきた場合の修繕費というのはありますでしょうか。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

再質問にお答え致します。

今のところ、その再度の修繕費というのは構えておりません。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

再度の修繕費がないということは、じゃあ当初、住み始めたときには修繕後の建物であった。その後、腐食してきたりとか崩落しそうになった屋根があるであるとか、そういう場合にはもう所有者の負担で修繕をしていただくということでしょうか。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

再質問にお答えします。

やはり個人財産でございますので、その後は、基本的には個人で管理をしていただくということになるかと思えます。

以上です。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

そのことは、契約をして住まれる方に対しての事前説明というのがあるのでしょうか。

最初、入居してから後の修繕に関してはもう自己負担ですという、契約書の中に盛り込まれているということはあるのでしょうか。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それではお答え致します。

まず契約の方ですけれども、家主と個人の契約となります。その中では、修繕のことについては普通のアパートを借りるときのようにどちらが負担するということがうたわれておまして。

この事業につきましては、この事業を説明する際にはある一定のご説明をさせていただいております。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

そしたら、その入居後は所有者とその借りた人の契約と話し合いの中で修繕されていくということですが。

もし、その住んでいる方が今度別の家を探したい。もう危険だからとか危ないからちょっと新しい所とか、生活しやすい場所を求めて、移りたい場合のサポートというのはありますでしょうか。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

再質問にお答え致します。

住居を移転する際のサポートとなりますと、今ある空き家バンクに登録していただいている方であれば、次の物件に関しましてもご紹介をできるようになっておりますので、ぜひ空き家バンクの方をご利用していただいたらというふうに考えております。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

以前は、住所が黒潮町でない方に対してっていう取り組みが最近緩和されたようで、もともと黒潮町に住んでいても利用できるということになったというので、少し利用しやすくなったかとは思いますが。

やはり移住の方を受け入れた、町外から新しい人たちを受け入れたというそのときの窓口がどうしても相談に来るのが黒潮町になってくると思います。

その方たちに対してどこまで、何年ぐらいまで。10年も住み続けたら、移住者として見てもらえるのか見てもらえないのかとかあると思うんですけど、町の方にそういう基準というか一定のラインというのはありますでしょうか。

そうですね、カッコ2になりました。すみません。

すみません、カッコの2の質問で、移住または転入後、何年経過までを移住者として捉え、移住者定住施策の事業を活用できるか問います。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それでは濱村議員のカッコ2、移住者の捉え方、および移住者定住施策の授業活用につきましてお答え致します。

移住とは、他の場所に永住することを目的としてある地域や国を離れる行動、また、他の土地に移り住

むことなどございますが、実際には定義があいまいで線引きが難しいものとされております。

空き家施策関係での捉え方と致しましては、他市町村から移り住んだ方を移住者として捉えておりますが、特に移住者という定義は定められておらず、あくまで補助の対象の要件として対象を定めております。

ご質問の、転入後いつまで定住者、定住施策の事業を活用できるかにつきましては、事業別に対象となる条件が設けられておりまして、主な事業としましては、定住促進住宅事業と黒潮町地方創生移住支援事業補助金がございます。

まず、定住促進住宅事業につきましては、町外から転入することが入居要件となっており、転入後は対象とはなりません。

次に、黒潮町地方創生移住支援事業補助金につきましては、住民票を移す直前の10年のうち通算5年以上東京23区に在住、または東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区への通勤をしていたこと、といった何点かの条件がございますが、転入後3カ月以上、1年以内の方が申請可能となっております。

これら以外のものにつきましては、各補助事業の要件に当てはまれば、移住をされた、されていないにかかわらずご活用いただける状況でございます。

以上です。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

すみません、私も勉強不足で。

その地方創生の方の移住施策の方について少し構わなければ具体的に、どのような事業というか、どういう補助があるのかとか、そういうことを教えていただきたいです。

東京から移住してくる要件がある分の事業について。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それでは、再質問の方にお答えします。

先ほどご説明しました地方創生移住支援事業補助金につきましては、少し要件がありまして、以前、全員協議会の方でもご説明をさせていただいた経緯がございます。

要は大都市圏から地方へ移り住むことを後押しする事業になっておりまして、東京23区に5年以上在住している者が高知県に移住し、県が認定した中小企業等に就業または起業した場合、当該移住者の居住地の市町村から当該移住者に対して、最大で100万円を支給ということになっております。

2人世帯以上の場合は100万円で、単身の場合は60万ということになっております。そういった事業がございます。

これは地方創生交付金の方で、国が2分の1、そして県が4分の1、市町村が4分の1ということになっておりまして、当町の方でも予算を計上させていただいております。

ただ、この使用実績は今のところまだございません。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

県が認定した事業所に勤務するということですけど。

その県が認定する事業所というのは、例えばどういう所がありますでしょうか。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

今、ここでこういう事業所がということはちょっとよう押さえておりませんが、県の方に登録された事業所ということになります。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

このコロナ感染症の問題もあり、やはり東京などからも帰ってきて、もうこちらで暮らそうかという人もおるかもしれないんですけど、そういう情報があればまた帰ってきやすくもなり、さまざまな経費の負担も減るかと思います。

こういうことがもっと広く、情報として町民の方に行き渡ることがあればいいなというふうに思います。

数々の制約や決まりがあってこの移住施策についても大変だと思いますが、最初は厳しかった要件も徐々に緩和していくというようなことで対応はしてくださっているのも分かりました。

ただ、住み替えに当たって、その当初借りられた方たち、移住してこられた方たちが相談する場所ってというのがきちんとあるかどうか。

そういうところについて、もう一度お聞かせをください。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それでは再質問にお答え致します。

基本的に移住に関しましては、企画調整室の地域振興係の方が窓口として対応させていただいております。

まず、黒潮町に問合せをいただければ、うちの方に連絡を来るようになっておりますので、ぜひそういう方がいらっしゃいましたら積極的にご利用していただいたらというふうに考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

実際に、今年度に入ってからでいいんですけども、そういう移住の相談という件数は、去年と比べて多くなっているか、少なくなっているかということをお教えてください。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

再質問にお答え致します。

相談件数につきましては、コロナ禍におきましては途中相談業務を止めていたときもあるんですけども、それを差し引いてもですね、今年につきましては相談件数は例年どおり多いというふうに考えており

ます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7 番（濱村美香君）

ちなみに、何件ぐらい相談を受けていますでしょう。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

すいません、ちょっと今、手元の方に資料がなくてですね、あれなんですけれども。

これまで、令和2年の3月31日時点のときは、まず元年度としましては問い合わせ件数が214件ございまして、今年もそれに基本的には同じようなペースで相談を受けておりますので、今、まだ11月ですけれども、そのおんなじようなペースで相談を受けております。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7 番（濱村美香君）

ありがとうございます。

214件というたら、件数も多いと思うんですね。これがまた実際に移住につながっていくということになっていくと思うんですけれども。

ぜひ、これから移住してくる方も大切にしつつ、移住してきてくださって、住む所に少し困ったということを知ることがあります。ぜひ、その意見交換の場とか、ヒアリングできる機会があればというふうに思うんですが。

一定期間、5年経過した後とかいうふうに、そういう計画等はないでしょうか。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

再質問にお答え致します。

やはり、少しそれも課題になっておまして、移住された方に対してのフォローというところで課題として捉えております。

できれば、そういった方のご意見を積極的に取り入れたいというふうに思ってますし、担当の方では、ある一定そういった情報も口コミで聞きながら対応をしております。

今後も、ぜひそういったことを何とか設けるようにしていきたいというふうに考えております。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7 番（濱村美香君）

移住してくれただけじゃなくて、移住してきてからが本当の黒潮町の力の見せどころというところもあると思います。Uターン、Iターンの方、それぞれ黒潮町での暮らしを今後もずっと続けていただけるように、さまざまな取り組みをきめ細かく、よろしくお願い致します。

たくさんの人に来てもらう、戻ってもらうことができれば、人口減少も緩やかになって、町もにぎわい、活気ある黒潮町になっていくと思います。

これで、3つ目の質問を終わります。

次に、子育て支援について質問を致します。

コロナウイルス感染症の問題が起り変化したことの一つに、県外で実施される研修会や講座がオンラインで受けられるようになったことがあります。

大阪府で子ども家庭サポーターとして活躍されている辻由起子氏は、議員や行政職員向けのセミナーで、子どもを大切にできない町に明るい未来はない、ときっぱり言われました。

黒潮町では子育て家庭の支援としてさまざまありますが、保育園に預けるまでの幼児を在宅で保育する家庭に対して在宅子育て手当として支給が行われています。

カッコ1 現在、何名、何家庭への支給が行われていますか。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（川村一秋君）

それでは濱村議員の質問の4のカッコ1、在宅子育て手当の支給状況についてお答え致します。

黒潮町では、平成29年度から黒潮町在宅子育て応援補助金交付要綱に基づき、保育施設等を利用せずに家庭において子育てをすることを希望する父母、その他の保護者の子育てに係る経済的負担の軽減を図り、親が子どもに向き合い、喜びを感じながら子育てを経験することを通じて、親として成長すること、子どもが家族や地域の人々の見守りにより、健やかに成長することを支援することを目的として、補助金を交付するものです。

それでは、当補助金は4カ月に1回の8月、12月、4月の年3回の交付となっていますので、昨日ですが、12月10日の現在の支給状況についてお答え致します。

8月から12月分までの補助金の交付については、第1子が28名、第2子が26名、第3子以降が19名の合計73名で、71家庭への補助金交付となっています。

以上です。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

直近の数字をいただけて、とても分かりやすかったです。ありがとうございます。

やはりなぜこの数字が気になるかといいますと、この手当としてはすごく家庭的には助かっていると思いますし、親と子が一緒に成長を楽しめる、大切な時間を確保できる一つのきっかけになるとも思いますが、なぜこの数字が気になるかといいますと、この数字から、1人で何人の子どもさんを見ているのかとか、誰が在宅で保育をしているのかとか、第1子、第2子と第3子で金額も違うことから初めての子育てなのかとか、3人の子育てが日常なのかとか、いろんなことが読み取れると思うんです。

この中で、カッコ2、日中の誰の助けを得ることもなく子育てをしているご家庭の把握はできていますでしょうか。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは濱村議員の、日中、一人で子育てを行っている家庭についての把握はできているかについて、お答え致します。

日中、一人で子育てを行っている家庭につきましては、保健師の方で把握できております。

妊娠をしますと、まずは母子手帳の申請に役場に来られることとなりますが、その母子手帳の交付時に保健師がかかわり、出産後に子育ての支援をしてもらえる人がいるのか、家族構成はどうか等について、聞き取りを行っております。

また、出産後1カ月以内に、保健師による新生児訪問を行うことが基本となっております。保健師が子育てに対して祖父母の協力を得られる状況かどうか、家庭内での協力があるか、育児の相談をできる方がいるか等についても聞き取りをし、子育て環境の把握に努めております。

また、新生児訪問以降、保育所へ入所していない子どもさんの状況につきましては、保健師、子育て世代包括支援センター、地域子育て支援センターなどが、乳幼児健診、愛育相談の場等を活用し、確認を行っております。

また、気になる家庭につきましては、訪問により状況確認を行っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

一人で育児を頑張っている家庭の把握ができていうことで、少し安心をしました。

実際にそういう家庭への定期的な訪問であるとか、そういうことも実施されていますか。

実施されていまして、訪問件数を教えていただきたいと思います。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは濱村議員の再質問にお答えします。

11月末現在の数字にはなりますけれども、妊娠届出時の面接で14名、妊婦訪問6名、あと電話相談89名、来所相談23名、産婦訪問が10件、新生児訪問10件、産婦対応が10件、乳幼児対応45件等となっております。これは子育て世代包括支援センターの方が対応をしている分ですけれども、保育所に入っていないで状況の確認をしている人等につきましては、その乳幼児健診、それから愛育相談、地域包括支援センターを利用していない方について訪問等で対応をしております。今の件数にはなるんですけれども、主は地区担当の保健師の方が対応を致します。

状況によりまして、地区担当、それから子育て包括支援センターと、あと、地域包括支援センターと連携しながら対応をしていることになっております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

今の答弁の中で1つ、地域包括支援センターというのは子育て地域ですよ。子育て地域支援センターとの連携ということで。

私はその乳児健診とかそういうものに、連れてきてくれた場合の様子確認は安易にしやすいかと思うんですけど、私は住まう場所の確認とか、どういう環境の中で子育てをしているかっていう確認もとても大切になってくると思います。公の場で、本当に困っていることだとかしんどいことを、正直に一言目から

語れるのかなというふうに思っております。

なので、保健師さんが在宅に、産後以降、子育て中にどれだけの家庭訪問ができていくかということ、さらに詳しく教えていただきたいと思っております。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

産後ということ。

（濱村議員から「出生後という」との発言あり）

出生後。

（濱村議員から「子どもが生まれてから後、子育てをする」との発言あり）

議長（小松孝年君）

暫時休憩します。

休 憩 9時 57分

再 開 9時 57分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

濱村君。

7番（濱村美香君）

時間は大丈夫です。

教えていただきたいのは、生まれてから後、保健師さんが子育ての間にどれだけの頻度で訪問してくださっているかということ。その家庭の育児の状況を確認してくださっているかということをお伺いしたいです。

議長（小松孝年君）

暫時休憩します。

休 憩 9時 58分

再 開 9時 58分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

申し訳ありません。

出産後につきましては、1 カ月以内に保健師の方が新生児訪問を行っておることになっておりまして、今年度につきましては、11月末現在で10名の方に訪問をしております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

今年度はまだ10名しか生まれていないということでしょうか。

子育て、在宅でその乳幼児をお世話している方は10名ということでしょうか。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

つい先日の数字にはなるんですけれども、今年度に入って29件の新生児の方がおられます。

ただ、今言った数字につきましては子育て包括支援センターの方で対応をしている分になっておりまして、通常は地区担当の保健師の方が訪問を行っております。

合わせた数字としては、その新生児の数と同じ数というふうに捉えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

必ず出生後1カ月以内には、保健師さんは訪問してくださっているということで。

育児の問題は1カ月以内に起こるとは思いません。やはり育てる中で、特に初めて、第1子であったらどうしていいかわからない状況ってたくさんあると思うんですけども。

その後の訪問というのは、現在は実施されていないのでしょうか。新生児のときのみでしょうか。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは濱村議員の再質問にお答え致します。

随時訪問は行っておりまして、必要に応じてということですので、回数自体は少し数字持っておりますけれども、必要に応じて対応をさせていただいております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

必要に応じて訪問した中で、もうサポートが十分に整っていると考えられますか。

その必要に応じてというのは、その必要を感じるのは本人から来てくださいという相談があったときでしょうか。こちらから、気になるからちょっと訪問してみようかという思いがあったからでしょうか。

そういう訪問する基準というのは、何かありますでしょうか。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

再質問にお答えします。

基準ですけれども、その基準というのは特には設けておりません。

ただ、その法的な部分がございますけれども、そのご家庭の相談に応じてということもございまして、特にその訪問をしたときにですね、この家庭についてはより訪問を繰り返した方がいいというふうに判断された場合には、回数が多くなっているというふうに捉えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7 番（濱村美香君）

随時対応していただけるということです。

産後うつの問題であるとか児童虐待の問題、育児放棄の原因は、必ずしもその親にのみあるとは思っておりません。育児の仕方が分からないとか、誰にも聞けない、誰に相談していいのか分からない、子どもがこういうものという大らかな気持ちを持ってない、その余裕がない、疲れているなど。また、周りに良き理解者がいないことなど、さまざまな問題が複合的に絡まってくるものだと思います。

子育ては難しく、何人育てても 100 点の子育てというのはなかなか難しく、大きくなっても悩みながら行われるものだと思います。そのようなことに想像力を働かせてながら、なるべくその支援計画においても決まった基準ではなく、一見平和そうに、大丈夫そうに見える家庭の中にも、ひよっとすると隣におじいちゃんおばあちゃんがいるから安心ではなく、何らか抱えているかもしれないです。若いお母さんたちは、思ったことを最初から相談することが難しいかも。若くなくても、人はなかなか最初から相談事ができるわけではありません。たわいない話の中から、ああ、こういうことが実は困っているんだ、ということが引き出せる場合もあります。コロナの時期でもありますが、電話一本でも構いません。この在宅手当を支給していただいている家庭は、親子が一生懸命家の中で感染しないように努力しながら、割と家庭の中で生活をして過ごすことが多くなっていると思います。ストレスもたまっていると思いますので、訪問がもし厳しい状況にあるならば電話一本、お父さんお母さんの声を聞くということをしていただけたらというふうに思っております。

カッコ 3 の質問に移ります。そういうことにつながっていきますが。

在宅で子育てを担っている親への支援体制には、ほかにどのようなものがありますでしょうか。

先ほど、子育て支援センターであるとか、おでかけ広場であるとか、そういうことは教えていただきましたけども、それ以外に何か子育てを担っている親への支援体制、あれば教えてください。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは濱村議員の、在宅で子育てを担っている親への支援体制についてどのようなものがあるかについて、お答え致します。

町としての支援体制としましては、主には黒潮町子育て世代包括支援センターおよび保健衛生係となりますが、そのほか、保健師、保育所、地域子育て支援センター、児童民生委員、あったかふれあいセンター、社協等が連携を図りながら取り組みを実施しております。

主なものとしては、黒潮町子育て世代包括支援センター、愛育相談、乳幼児健診、医療機関と連携し保護者の不安軽減支援、地域子育て支援センター、あったかふれあいセンターがあり、妊娠期から子育て期まで切れ目なく継続的に支援できる体制に努めております。

また、ご家庭の事情によりさまざまな支援の場所につながっていないご家庭もございますが、そのご家庭には保健師が在宅に訪問し、顔の見える関係をつくっております。

切れ目なく支援が継続できる体制に努めておりますが、困難を抱え、支援を必要とする子どもさんやその保護者に対しては、関係機関の連携が何よりも大切かと考えておりますので、誰でもが相談しやすい場所を提供できるよう周知に努めてまいります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7 番（濱村美香君）

子育て世代支援センターについては、先ほど来いろいろ件数の説明等もありましたけれども。

保育所に併設されています子育て支援センターの稼働状況といいますか、利用状況について教えていただきたいと思います。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

それでは私の方から、再質問にお答えしたいと思います。

中央保育所に併設をしております子育て支援センターにつきましては、主に乳幼児の子どもと、その子どもを持つ親の交流の場ということが大きな目的であります。つまり、在宅で子育てをしている人がたまにはそういう施設を利用して、子育ての悩み等の相談もしつつ、それから親子の触れ合い、他の保護者との交流を目的にするということをごさいます、月によって利用される方というのは大きく変わりますけれども、大体月平均 10 組から 20 組程度の利用ということになります。

来られた際には、親子で何かおもちゃのようなものを手作りをしたり、親子でできる簡単な料理、家庭料理を楽しんだりということでメニューを組んでおまして、大体午前中で利用していただいて、午後はお家庭にお帰りいただくというのが通常のパターンということになります。

それ以外に、中央保育所を出て、佐賀の保育所の方にも週に 1 回程度、おでかけ子育て支援制度という形で出張の対応もさせていただいております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7 番（濱村美香君）

とても細かなことになるかもしれませんが。

月平均で 10 組から 20 組ということですが、実際に 71 家庭に在宅子育ての手当金支給されているということですが、実人数から見ても利用頻度が少ないと思われませんが、それ以外の家庭への支援、サポートというのはどこかで補うことができますでしょうか。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

先ほど健康福祉課長からもお話ありましたけれども、在宅世帯へのサポートの中心はどちらかというと保健師さん等の保健部門が中心になろうかと思えます。

その保健師さん等の情報を頂いて、子育て支援センターの職員も利用していただけてないご家庭に対してアプローチをするということになります。

主に、こういうセンターでこういう事業をやっていますのでぜひご参加いただきたい、というようなことのお手紙というのをお渡しをしたり、それから、保健師さんと少し家庭にサポートが厚く要るご家庭については、その頻度を多くしたりということをしているということをごさいます。

基本的には先ほど言いましたように、乳幼児の子どもと、その子どもを持つ親の交流の場所を運営する

のが支援センターの大きな役目でございますので、スタッフも限られていますので、その場を出てしまうとその交流の場自体が運営できない場合もございますので、来ていただけない家庭に頻繁に出掛けるということはなかなか現状難しいところがございますけれども、今言いましたようにできる範囲の中で、来ていただけない家庭にはぜひ利用をしていただきたいというアプローチを主にしているということでございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

出掛けてきてくださる家庭というのは、比較的また安定したところもあるかもしれませんが、出掛けてこられないというところに、やはり大切な問題が隠れている可能性もあります。

出てこられない方が全て問題があるかというところでもないんですけども、言うに言えない課題を抱えているかもしれませんので、そこはやはり何らか、人が足りないからとかいないから対応できないではなくて、何らかつながる道筋がきちんとないと、そこから漏れていってしまっただけで気が付いたときには大きな問題になっていくこともあると思います。そこが一番大事だと思っています。その課題をしっかりと見極めて、ほんとに必要な手だては何なのかというのが分かっているべきだと、私は思います。

そのアプローチ、手紙が本当にというか、その手紙の意味が本当に届いているのか。お手紙は届くでしょうけども、この手紙を届ける意味がきちんと相手に届いているかということも心配になってきます。

それから、あと子育てについては全て親が担えるものでもなく、やはりどこか助けを得られなければならないと思うんですけども。

その親と子の交流の場というのも必要かもしれませんが、親は何か用事をしたいときであるとか、どうしてもこの子を連れていけない。病院であるとかそういうときに、預かってくれるサポート体制というのはありますでしょうか。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは濱村議員の再質問にお答え致します。

黒潮町では、平成27年の3月に、子どもを産み育て、社会全体で支援する環境づくりを進めることを目的とし、黒潮町子ども・子育て支援事業計画を策定をしまして、子育てに関する取り組みを進めてきております。令和2年3月には、その計画を改定をしまして、令和2年4月から令和7年の3月を期間とする第2期黒潮町子ども・子育て支援計画の方を策定をしております。

その中で、これまでの事業を評価をし、未来を担う子どもたちの健やかな成長を願い、適切で切れ目のない支援が確実に届くよう、また子どもの貧困対策を包含した計画というふうに、その計画の取り組みを展開していくこととしております。

そのファミリーサポートセンター事業等についてですけれども、第1期計画策定時のニーズ調査では利用規模は出ておりませんでした。委員会議の中で、あったかふれあいセンターなど既存の資源を活用して黒潮町らしい子育ての環境づくりを進めていくべきではないかななどの意見が出ておまして、実際、子育て世代との交流や放課後の子どもの預かりをしているあったかふれあいセンター、それもこの後に造られています。これも制度ありきということではなくて、やっぱり地域のニーズに合わせた、必要に応じた事業が実施されているという結果となっているというふうに捉えております。しっかりその住民さんのニー

ズ、これを聞き取りをしまして計画の委員会や、それから地域福祉計画の審議会、こういった所で議論をしながらサービスをつくっていく必要があるというふうに捉えております。

すいません、ちょっと答弁になってないかもしれない。すいません。

以上です。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7 番（濱村美香君）

時間単位での預かりだとか、病児、病後児保育の場としてファミリーサポートセンターという言葉が、今課長の中から出てきました。

ファミリーサポートセンターは県下に 11 市町村くらいありまして、近隣では四万十市にできていまして、昨年。大月町では本年度中に設置予定、土佐清水市では令和 3 年度に設置予定というふうに、ちょっと見ましたが。

その国からの制度ありきでないと、ない方が私もいいと思っています。黒潮町ならではのほんとに必要なニーズに即したものにするためには町独自の取り組みというのもすごく大切になってくるので、その分ではニーズは充足されているのかもしれませんが、あつたかふれあいセンターにしても、なかなか病児、病後の保育っていうのは実施できてない。放課後は預かりができていないかもしれません。あつたかふれあいセンターによっては、ですけれども、時間単位での預かり。病院に行きたいからとか、預ける時間がないから病院にも行けないとか、ほんの些細な生活の一部分でも構いません。祖父母のご協力が得られない家庭はたくさんあると思います。そういう保護者に対して、第 1 期ではニーズ調査ではファミリーサポートセンター等の取り組みは必要ないというふうに言われましたけども、実際にどのような形でニーズ調査というのは行われたのでしょうか。

議長（小松孝年君）

暫時休憩します。

休 憩 10 時 18 分

再 開 10 時 18 分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

申し訳ありません。

ニーズ調査につきましては、どのような形でというのは把握が今できておりませんが、またその部分につきましては後で報告をさせていただきます。

当初の調査から 5 年が経過した第 2 期策定時のときには、8.6 パーセントの方がファミリーサポートセンターを利用したいという結果は出ております。

すいません、結果だけになりますが、以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7 番（濱村美香君）

ファミリーサポートセンターについては健康福祉課長の方が先ほどから答弁してくださっていますけど、

健康福祉課の取り組みということに、管轄といいますか健康福祉課の方が所管する事業になっていくのでしょうか。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは濱村議員の再質問にお答えします。

ファミリーサポートセンター事業自体は健康福祉部門の方にはなると思われますけれども、これは教育委員会の方とも連携をしながらやっていくべき部分だというふうに捉えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

また今後もそういうふうな方向性でいくとしたら、ニーズ調査等も必然的に実施することになると思いますが、やはり健康福祉課部門だけでは到底対応できない問題だと思います。

就学後の状況、そういう親の意見等も必要になってくると思いますが、具体的に実施をしていただいて綿密な計画を立てていただかないと、国、県の事業をそのまま持ってきてきてもきっと、ファミリーサポートセンター事業をもし仮に取り入れたとしても利用者がどうかって、利用できるかどうかというところがとても気になります。なので、わが町独自の何だかそういう子育て家庭の支援の取り組みができればというふうに思っております。

ファミリーサポートセンターについて、検討しているからそういうふうにファミリーサポートセンターという言葉がちょっと出てきたと思うんですが、ファミリーサポートセンターの利点と欠点について、今後、保護者等へのニーズ調査がある場合に検討材料になるかもしれません。私も利点欠点については把握、理解できてませんので。

もし分かる範囲で構いませんので、お答えをいただきたいと思います。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

健康福祉課長へのご質問かと思えますけども、少し私の方でお答えをさせていただきたいと思えます。

子育てに関して福祉部門と教育部門が連携をするということについては、町長の施政方針にも書かれていますように非常に重要なことでもありますし、必要なことだというふうに思っております。その目的については、この施政方針に町長が書かれているとおりでございます。

それで今、その連携をしながら事業を進めるということについては、健康福祉課と意識合わせは今できております。問題は、それをどのように実施をしていくかということでございます。

先ほど言いました子育て支援センター。これは中央保育所に併設をしている施設でありますけれども、国の所管は厚生労働省の所管になります。ただ、保育所等を教育委員会に平成27年から所管替えを致しましたもので、センター自体の所管は教育委員会、我々の所管。当町については、教育委員会の所管ということになっております。

それから、似たような言葉で子育て世代包括支援センター。これも厚生労働省の事業でありますけれども、これは健康福祉課で所管をさせていただいているということで。このセンターの目的は、厚生労働省の

要綱によりますと、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の提供を目的に、健診等の母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供する場ということで、先ほど縷々（るる）、健康福祉課長から保健師等の活動がその場で行われているというふうにご説明があったかと思えます。

それから、子育て援助活動支援事業というのがあります。これが、今議論されているファミリーサポートセンターのことであります。同じくこの厚生労働省の事業でありますので、この事業を導入をするということになりますと、我々の今の組織機構の中では、健康福祉課に交代をしていただくということになります。

このファミリーサポートセンターの目的というのは、児童を有する子育て家庭を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と、援助を行うことを希望する者との相互の援助活動に関する連絡調整、要はマッチングをしましょうと。子どもを預けたい、だけれどもどなたかいませんか。預かってもいいんだけど、という方のマッチングをするのが主な事業ということになります。

そのほかに、子育てや家庭教育に関する相談、講座などの学習機会や地域情報の提供など、子育てや家庭教育をサポートする仕組みとして、これは文科省の事業でありますけれども家庭教育支援チーム事業というのがございます。

何を言いたいかといいますと、このように国というのはそれぞれ、厚生労働省のライン、文部科学省のラインというのがあって、それが市町村に起きたときにそれぞれの個々に事業が進みます。従いまして、この課題を解決するにはこの事業を取りましょう、この課題を解決するにはこの事業を取りましょうというふうに、個別になりがちです。しかし、議員も今おっしゃられましたように、それがなかなか小さな市町村では実態が合わないということでもあります。

大事なのですね、先ほども皆さんがおっしゃっていますように、ファミリーサポートセンターをつくるのが目的ではない。目的であってはならないと。つまり、先ほど言いました子育て支援センターの交流を深める場、それから包括支援センター等の健診等の一体的な提供、それからファミリーサポートセンターのようなマッチングの仕組み、それから家庭教育支援チームのような子育てや家庭教育をサポートする仕組み、これらの機能が要るわけですね。機能を持つことが大事。なので、これから我々が考えなくてはいけなのは、どの事業を入れるかということを考えるのではなくて、今持っている機能と持ち合わせていない機能を整理をして、持っていない機能は何を使えば持てるのかということを検討しながら、できるだけ1カ所でその機能が果たせるような仕組みをつくるのが重要だろうと思っています。

従いまして、今からやらなくてはいけなのは、ファミリーサポートセンターを入れるかどうかを考えるとということではなくて、それをどこが所管するかということではなくて、今困っている人たちにどのような機能を持って、どのような課題解決をする体制を我々はどうつくりましょうかということを考えていきたいと思っておりますので、教育委員会、健康福祉課、それ双方がそれぞれやるのではなくて、私たちは、他の課、室と、それから他の団体等も含めて、プロジェクトチームのような形でその課題に対応していかなくてはいけなのではないかというふうに、今思っております。健康福祉課長とは、そこらへんの意識合わせは私はできていると思っております、できましたらもう早急に検討を始め、来年度の事業実施には到底ちょっと間に合いかねますけれども、R4 ぐらいには何らかの形をお示しできるような検討は積極的に進めていきたいと思っておりますのでございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

すみません、答弁が長かったので自分が何を質問したのかちょっと忘れてしまいましたが、私はファミリーサポートセンターの利点と欠点について何か分かる範囲でと言ったような、自分がちょっと分からなくなってしまったんですけども。

ファミリーサポートセンターというものが、これからもしそれに近いものが実施されるとしたら、保護者もいろんなニーズの求め方というのも保護者側にもあると思うんです。行政がつくってくれたものに自分たちが沿いますよではなくて、こういうものをつくってくださいというニーズ調査の方がずっと、より良い形になっていくと思うんですけども。その利点欠点も分からず、四万十市にあるからつくってくださいとかいうことにはならないと思いますし、国の制度をそのまま取ってきてこれをやってくださいということも、まず考えてはおりません。

なので、そういうことの利点欠点を分かりながら、この場ではいいですけども、教育長も言われたようにそれをつくるということありきではないということ、それは私も強く願いたいところです。いろんなこと、ほんとに網の目を細くしてこぼれ落ちる人がないような制度に、よりきめ細かく作り上げていく必要はあると思いますので、そこのへんは私も同じ気持ちなので少し安心はしましたけれども、やはり住民の声を形にするということは、いかに住民に寄り添ってその声を拾い上げるかということだと思います。推進会や協議会などありますけれども、実際に車に乗れてて不自由を感じてない人が公共交通の話し合いに参加をしても切迫してないといえますか。で、もう子育てが終わってゆとりある世代がその会議の中に入っても、ほんとの今の子育ての苦しさっていうのは意見としてなかなか出にくいかもしれません。そのメンバーがより町民に近いところからその声を拾い上げて、その推進会なり協議会なりに持ってきてくれるならば、それは充実した会議になるとは思いますけれども、いろいろ協議を進めていく中でほんとにその当事者の声っていうのをこぼすことがないように聞き取っていただきたい。その声を聞き取るのが、私は保健師であるかと思うし、専門職として保健師さんの力が大きいかと思っております。保育士さんの力が大きいかと思っております。

町長も10月の臨時議会の際に、先ほど教育長も言いましたけど、子育てを幅広くサポートするために福祉部局と教育委員会部局との連携が不可欠であるということをおっしゃられました。どのような場面で連携を行うか、まずいろいろ考えておられると思うんですけども。

町長に今度は、どのような点でやはりその必要性を感じたのか。そういう声が現場、現場というのは教育委員会とか福祉部局から挙がってきているのかということ、この質問の最後にお聞かせください。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは濱村議員の再質問にお答えしたいと思います。

町の未来を背負っていただく子どもたちの支援については、私は施政方針の中で言わせてもらったとおりでございます。

極めて大枠の方針だったと思うんですけど、詳しくは先ほど教育長の方で答弁させていただきましたとおり、福祉部門、教育部門、そしてさらにそれを超えたプロジェクトチーム、つくっていく方針を現場の方でも固めていただいているようですので、それをしっかりとやっていきたいと思っております。

こういう声はどういうところから聞こえたといいますが、私も日常考えてることであるし、そして町長立候補するに当たって、さまざまな方からお聞きしたことでございます。

具体的に令和4年からやる検討をしているというふうな答弁もさせていただきましたので、そのような形で

関係部署、関係機関、そして関係する方々にご協力をいただき、進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

町長がそのように連携が不可欠であるというふうに思っているということは、今後さらに福祉部局、教育部局、または他の課の連携が進んでいくことと思います。

今は国の方も包括的な支援ということで、もう各課の壁を払って、横のつながりを持った支援をしているという方向性になりつつあります。農業と福祉の連携、教育と福祉の連携。そういうことを思ってこの町ならではの事前の制度を作り上げて、課題を解決していくというふうにしていただきたいと思いません。

どのような課題を解決するためにどのような事業をつくるのか、この事業があるのか、目的は何なのかということが理解できて、日々仕事をしたり外部に委託をすることで必然的に、昨日から出ています政策形成能力も職員にも定着していくと思えます。住民も、困ったという声を正確に、きめ細かく行政に伝えていくことができると思えます。

黒潮町の実態に即した、繰り返しにはなりますけども制度の設計を、これからもお願いしたいと思いません。

それでは最後、5つ目の質問に移ります。

今年の10月6日、あかつき館におきまして、上林暁の第1回文学講座が開催をされました。そのテーマには、上林暁と映画ということでありまして、講師は黒潮町にゆかりのある映画監督、松田大佑氏でした。

今年に入って、上林暁の作品を映画化する会のメンバーが中心となり、署名を集めておられました。署名をさせていただいた者の一人として、その署名は今年の6月に前町長と教育長あてに提出されたと思えます。

そのうちの一人として、メンバーではないんですけど署名させていただいてぜひと思った者として、その署名の行方がどうなっているのかとても気になっております。

カッコ1、この署名は何筆ありましたでしょうか。

また、現在、その署名の趣旨を踏まえた取り組みが黒潮町でなされているのか問います。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それでは濱村議員の、上林作品の映画化に関するご質問につきましてお答えを致します。

地元有志で立ち上げられました上林暁作品の映画化を推進する会により、今年6月17日に3,832人の方が映画化に賛同するものとして、賛同者名簿が町長および教育長に提出されております。

この署名は、上林暁氏が本町の風景や文化を愛し、その魅力を作品の中で紹介していることから、1956年に製作された第1作目に続く作品の映画化を推進する目的であり、本町の映像技術の普及と文化振興、また、多くの人々に上林暁文学を通じて町の魅力発信に期待できるといったところから集められたものであると理解しております。

町としまして、映画化につきましては行政主導ではなく、あくまでも民間主導が基本というふうにご考えておきまして、プロデュースする関係者や団体によりスポンサーの確保や資金調達等をしていただいた上

で人員の動員や、そして撮影場所等の必要な協力、支援をしていきたいというふうに考えております。

また、映画化に向けた支援策を検討するに当たりまして、企業版ふるさと納税制度の活用ということも考えております。そこで財源が確保できないか検討をしているところでございますが、同様の取り組みを実施している他市町村の事例を確認しますと、十分な財源確保になっているとは言えない状況でございます。現在のところ難しい状況でございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

財政的な面でも全面的にももちろん支援することは難しいと思われまして、企業版のふるさと納税の活用もいろいろ壁があるということでした。

しかし、この署名してくださった方たちの気持ちというもの、やはり何らか形にしていかなければならないと思うんですけれども。松田監督もその講座の中で、人の死は1度じゃない。その人を覚えている人がいなくなったとき2度目の死を迎える、というふうに言われていました。つまり、作品を残すことによって生き続けることができるものがあるということです。

上林暁は、家族やふるさとの風景を数々残しています。また、もし今回映画化できるとしたら、上林暁文学の検証とともに黒潮町の風景、風土など、記録として残せるということになると思います。映画化するということは企画の担当になるかと思いますが、広い意味で捉えたら文化、教育、そういうことにも関連してくると思われまして。また映画化が実現したら、さらに町の観光振興においても計り知れない経済効果をもたらすものというふうに考えております。

そこで、観光振興の活性化につなげるという観点については、どのように思われますでしょうか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、濱村議員の再質問にお答えしていきたいと思っております。

この3,832名の署名に協力してくれた方、その気持ちは大切にして取り組んでいかなければならないと思っております。

まちづくりそのものの考え方から申しまして、やはり文化を使ったまちづくり、もう少し工夫して見る必要があろうかと思っております。

文化というのは、上林暁作品だけではなくて全体的にそう考えているところでございます。

上林暁さんの作品というのは、既に大学センター試験に2度ほど出されてます。3回載ったのが、夏目漱石さん1人です。2回以上載ったのが上林さんを含めて10人前後だと思いますけれど、案外地元で知られないぐらい中央の方では評価された作家であり、今議員おっしゃられたとおり地元を題材にした作品が非常に多くて、映画化は、先ほど答弁させてもらいましたとおり昭和31年のことですね。私が生まれた年ですから、随分昔です。そのとき、あやに愛（かな）しきという作品で映画化されておって。その後、日活がもう一度別の作品で映画化をしようとしたんですけれど、それが途中でやまっております。その後、映画化についてはさまざまなご意見も続いております。ここでまた再度、映画化の運動、機運が盛り上がっているんじゃないかと思っております。

彼に映画化されると、確かに町の観光を中心に非常に注目される。これは事実でございます。さらに現

況、映画関係者の話では、上林さん、ある作品が非常にいいというふうなことも聞いておまして、むしろフランス映画に近いようなものになるのではないかという意見も聞いております。そういう文化をこの町にあるわけでございますけれど。

ただ、映画を作るとなると非常に多くのお金が必要です。1億円ぐらい要るんじゃないかというお話もあつたりしますので、やはり町としては、さまざまな行政課題がある中で財源的に言うと、やっぱり優先度から言うと、やはりこれを町のお金で全面的に支援するというのは非常に困難でございます。やはり答弁したとおり行政主導ではなくて、あくまでも民間主導。そして、それを町が可能な限りの支援をしていくというのが、基本的な考え方でございます。

今、企業版ふるさと納税事業というのが新たに出ておりますけれど、こちらの方も先ほど課長が答弁したとおり、いろいろ調べてみるとまだまだ現実的に非常に財源的なところで難しい面があるということは分かりました。ただ、それが全く不可能かどうか、これからこのふるさと納税企業版というもののものも、いろいろ調べていかなければならないと思っております。

ただ、この企業版については企業との人脈、そういうものが非常に大切になるんじゃないかと思っておりますので、そういう人脈探しも含めていろいろなことを考えていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

松本町長も、町長になられるまでは上林暁文学館の館長として在職されていたので、詳しいところであると思うんですけども。

やはり、映画化をきっかけとしてやっぱり観光客が増えたりだとか名所ができて、そこは後々の財産になったりだとか、そういうことにつながっていくと思います。

そして、コロナ禍で住民の気持ちも体も、大変に落ち込んでおります。制限をされることの多い中で、何か一つこれから先力となり、よろこびとなる画期的な取り組みを望んでいくところです。

早急に対応しなければならぬ経済支援というのは、もちろんあることは分かっています。けれども、1年たって2年たって、コロナの感染症とともに生活する中で、いつまでも抑制ということにはならないと思います。いつか元気を出して取り組むっていうことも必要になってくると思うんですね。そのきっかけの一つになればと思うんですけども。

資金の確保というか、全面的に協力は難しい。それは理解ができます。けれども、どこまで行政が支援するかということについて今後検討していただくということは可能でしょうか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、濱村議員の再質問にお答えしていきたいと思っております。

この署名活動に入るに当たって、そういう映画関係のお仕事をされた方のご協力もございました。そういう民間の活力中心に、この事業を支援するという方針そのものは変わることはないと思いますけれど、そういう民間の動きを眺めながらですね、行政としてどういう支援がいいのか。

町としては当然、ぜひ実現してできてほしいと願っているのも言うまでもないわけでございますけれど、その民間の映画を作る専門的な方たちの動き少し見極めて、町の対応を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7 番（濱村美香君）

今すぐ、ここで何をしますということは言えないと思いますが、これから先の取り組みとして絶やすことなくというか、言わなければだんだん忘れ去られていくことが多い中でやはりこのことは、この署名をいただいた 3,832 名の方に対してもきちんと何らかの形になれるように、町としてもできる支援を一生懸命考えていただけたらというふうに思います。

私の質問はこれで終わります。

今後も地域の声を聞きながら、私も活動していきたいと思っております。

長時間ありがとうございました。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

申し訳ありません。

先程のニーズ調査の件なんですけれども、対象は、黒潮町在住の就学前児童、それから、小学生 1 年生から 4 年生までの保護者が対象となっております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

これで、濱村美香君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 10 時 47 分

再 開 13 時 00 分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 2、議案第 57 号、黒潮町立避難集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第 66 号、令和 2 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についてまでを一括議題とします。

各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務教育常任委員長、宮川徳光君。

総務教育常任委員長（宮川徳光君）

それでは、総務教育常任委員会に付託されました議案の審査について、委員会にて質疑のあったものを主に報告致します。

今回付託されました議案は、配布の委員会審査報告書に記載のとおり、議案番号 57、黒潮町立避難集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案番号 65、令和 2 年度黒潮町一般会計補正予算についてまでの 3 議案で、内訳は、条例の一部改正が 2 件、令和 2 年度の一般会計補正予算が 1 件となっています。

審査の結果、3 議案全てが全会一致で可決すべきものとなりました。

なお、提案理由につきましては本会議にての説明と重複する点も多いと思われませんが、ご了承ください。

まず、議案番号 57、黒潮町立避難集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてで

す。

内容につきましては、本会議での説明のとおりとのことでございました。

本町で2つ目の避難集会所となる浮津避難集会所の完成に伴い、条例に追加するものです。

この避難集会所は、ハザードマップの津波浸水区域外にを建設することで避難と防災活動に役立てるといふものでございます。

委員から、建設場所の海拔と施設の規模はとの質疑がありまして、これに対しまして、海拔高は20メートルほど、施設の規模は敷地面積が480.51平方メートル、木造1階建て、床面積が104.11平方メートル、広間のほか台所、トイレ、シャワー室を備えています。

なお、収容人員につきましては、避難場所の確保としているため数値は出していないとのことでした。

また、委員より、建設費用についてと今後の設置計画はとの質疑がありまして、これに対しまして、浮津避難集会所の建設費用については2,950万円ほどで、そのうち2分の1が国の都市防災総合推進事業で、地域の負担として10パーセントを、残りを町が過疎債と合併債を起債して充当しているとのことでした。

なお、土地は町が購入しているとのことでした。

今後の計画としましては、現在、出口で計画中とのことでした。

続きまして、議案番号58、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてです。

説明は本会議と同じとのこと、質疑もありませんでした。

続きまして、議案番号65、令和2年度黒潮町一般会計補正予算についてです。

歳出の方ですが、18ページからの2款総務費のうち、5目財政管理費、24節積立金の新型コロナウイルス感染症緊急対策基金356万2,000円は、5月の臨時議会で設立した基金条例に係るもので、10万円の一時給付金関連の寄付金です。

内訳は、一般の方より10万円、町の管理職から170万円、職員労働組合より176万2,000円となっているとのことでした。

続きまして、23ページ下段からの9款消防費ですが。

24ページ、4目防災費の12節委託料、国土強靱化地域計画策定業務委託662万2,000円の減につきましては、業務量を考えて委託としておりましたが、県の基準等によりまして職員で対応できると示されたことを受けて委託料を減額するものとのことでした。

これに対し委員より、委託をやめて職員で対応することで大いに評価するところだが、他の自治体の動向はとの質疑がありまして、これに対し、職員が対応するか委託とするかについては割と分かれている状況。この国土強靱化関連の事業は、今後計画ができていないと事業ができないことになっているとのことでした。

その下、17節備品購入費の避難所環境整備備品2,541万円は、感染症対策の間仕切りを1,449基、加えて救護スペース用間仕切りを20基、この2つの合計1,469基を学校等の体育館などの大規模な避難場所へ設置して、飛沫感染を防ぐことを考えているとのことでした。

また、現状、この間仕切り自体を収める収納スペースがないため、収納倉庫も設置するとのことでした。

委員より、収納倉庫の配分はとの質疑がありまして、これに対しまして、設置場所の避難場所につきましては10カ所を予定しており、それぞれに1個を設置するとのことでした。

続きまして、24ページ中段の10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、18節負担金補助及び交付金288万円につきましては、9月の一般会計補正予算でこの利子補給を240万円認めていただいておりますが、その後、具体的な制度設計についての協議を重ねる中で、町内に支店のある金融機関だけでは全ての在学

中の学生の経済的な負担の軽減にはつながらないということになり、これに対して黒潮町に関係の全ての学生を対象とした制度について考えたとのこと。それらの学生が借り入れている教育ローンの利息の支払いの負担の軽減を図るための追加補正となっているとのこと。

288万円の根拠は、金融機関からの聞き取りで平均の利子額が年額で2万3,285円ほどだったので、この額から100円以上を切り上げて利子の年額を2万4,000円として220名分、これは在学中の大学生の推定値とのこと。220人分を掛けまして、528万円としているとのこと。

既決の予算が240万円頂いているので、差額の288万円を計上したということです。

これに対しまして委員から、この利子補給の対象者は、また、在学中の大学生が推定220人とのことだが根拠はとの質疑がありまして、これに対しまして、対象者は教育ローンを利用されている中学生から大学院生までとなっている。また、推定値として220人としている根拠は、平成22年から28年の中学校卒業生が630人で、平均すると年90人となっている。この90人に4年を掛けて360人として、この数にざっくりとした進学率60パーセントとして算出されたとのこと。

続きまして歳入の方ですが、特段の質疑はありませんでした。

それから、戻りまして9ページの第2表繰越明許費でございます。

総務に係る2款総務費、1項総務管理費のGIGAスクール事業300万円については、中学校のタブレット端末機の設定費用の繰り越しとのこと。

これに対しまして委員から、GIGAスクール事業は迅速な対応をしていただいていると認識しているが繰り越しにする理由はとの質疑がありまして、これに対しまして、これまで各校にWindowsの端末を配布していたが小学校にiPadの追加があり、このため小学校で使われていたWindowsの端末が中学校に配備となるが、このための設定作業が授業のある期間内にはできないため、年度変わりなどの学校休みでの設定となるためとのことでした。

続きまして、10ページの第3表地方債補正につきましては、特段の質疑はありませんでした。

以上で、総務教育常任委員会に付託されました議案の審査についての報告を終わります。

議長（小松孝年君）

これで、総務教育常任委員長の報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、総務教育常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設厚生常任委員長、澳本哲也君。

産業建設厚生常任委員長（澳本哲也君）

それでは、産業建設厚生常任委員会が付託を受けた議案について、その審査の経過ならびに結果を報告致します。

当委員会は、町長、関係課長、議員出席の下、12月4日10時30分から14時5分まで慎重に審査致しました結果、当委員会に付託された議案第59号から議案第66号まで、全会一致で可決すべきものと決しました。

これより、審査の過程において質疑があったもののみ、その概要を報告致します。

議案第64号、黒潮町新品種新品目選定委員会設置条例の制定について。

委員から、設置することにメリットは何かあるのかという質疑がありました。

執行部より、新しく挑戦することにリスクがある。委員会で決定すれば3年間の補助金が受けられるということでした。

議案第65号、一般会計補正予算です。

18ページ。

歳出、2款総務費、14目ふるさと納税1億円は、4億円を追加し目標額10億円にする謝礼の追加分ということです。

委員から、11月末現在、ふるさと納税の実績額と、目標額10億円の根拠はどの質疑がありました。

執行部より、11月末までのふるさと納税額は6億2,000万で、現在も好調に推移しているということです。コロナの影響もあり、カツオのたたきなど好調に伸びているということです。10億円はいけると見込んでいるとのこと。

ページ、21ページ。

歳出4款衛生費、17節備品購入費の感染症対策備品300万円の表面体温温度計5台分の設置場所は、との質疑がありました。

執行部より、本庁に3台、支所に1台、拳の川診療所に1台設置するとのこと。

これに関係ありませんけども、コロナの関係で委員より、新型コロナウイルス感染啓発放送のやり方、内容について、もっと検討してもらいたいとの要望がありました。

執行部より、企画調整室と協議し、これから検討してまいりますということであります。

23ページ。

歳出、7款商工費、補助交付金1,000万円は、新型コロナウイルス感染を防ぐため、町内事業所に対する消耗品などの備品購入1件当たり5万円、総額200万円や、設備費として40件分、上限200万、合計800万です。両方とも3分2の補助とありますけども、申し込みが多い場合の対応はどうかという、そして周知はどうかという質疑がありました。

執行部より、超える場合は前向きに検討していきたいということです。周知については、決定をすれば早急に関係者には周知していくということでもあります。

以上、質疑があったもののみ報告します。

以上、産業建設厚生常任委員会の報告とします。

以上です。

議長（小松孝年君）

これで、産業建設厚生常任委員長の報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

池内君。

12番（池内弘道君）

すいません、議案番号の64、黒潮町新品種新品目選定委員会設置条例の制定についての説明がありました。

この中で、3年間の補助が受けれるという内容を今説明を受けましたが、その補助についての審議は、何か説明等は受けられましたか。

産業建設厚生常任委員長（澳本哲也君）

審議等についてはですね、JAの農協関係とか、その委員が選定されるということですので、そこに委託されるということになります。

以上です。

議長（小松孝年君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、産業建設厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

これで、委員長の報告および委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、議案第57号、黒潮町立避難集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第57号の討論を終わります。

次に、議案第58号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第58号の討論を終わります。

次に、議案第59号、黒潮町税外収入の督促手数料、延滞金及び滞納処分費等の徴収条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第59号の討論を終わります。

次に、議案第60号、黒潮町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第60号の討論を終わります。

次に、議案第61号、黒潮町介護保険条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第61号の討論を終わります。

次に、議案第62号、黒潮町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第62号の討論を終わります。

次に、議案第63号、黒潮町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論は

ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 63 号の討論を終わります。

次に、議案第 64 号、黒潮町新品種新品目選定委員会設置条例の制定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 64 号の討論を終わります。

次に、議案第 65 号、令和 2 年度黒潮町一般会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 65 号の討論を終わります。

次に、議案第 66 号、令和 2 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 66 号の討論を終わります。

これで、討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のために申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

初めに、議案第 57 号、黒潮町立避難集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 57 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 58 号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 58 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 59 号、黒潮町税外収入の督促手数料、延滞金及び滞納処分費等の徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 59 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 60 号、黒潮町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 60 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 61 号、黒潮町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 61 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 62 号、黒潮町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 62 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 63 号、黒潮町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 63 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 64 号、黒潮町新品種新品目選定委員会設置条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 64 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 65 号、令和 2 年度黒潮町一般会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 65 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 66 号、令和 2 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 66 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これで、採決を終わります。

日程第 3、議案第 67 号、令和 2 年度黒潮町一般会計補正予算についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは、追加させていただきます議案につきましてご説明致します。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ1,350万円を追加し、歳入歳出総額を130億6,331万8,000円とするものでございます。

この補正予算の概要と致しましては、新型コロナウイルスの高知県内での感染拡大に続き、幡多管内での感染が確認されております。

近隣市町村での感染経路不明者の増大や、いつ黒潮町で感染者が出てもおかしくない状況となっていると言わざるを得ません。

高齢者に対しましての感染拡大防止対策は緊急を要するものと認識をしており、民生費で、介護サービス規模縮小要請在宅手当150万を追加。

また、高知県での感染症対応の目安では、小規模グループで、かつ、短時間で会食をとの知事メッセージが出されたところでございます。

今後の夜間外出自粛等に緊急に対応するために、商工費では、黒潮町営業時間短縮要請協力金1,200万円の追加を計上しております。

これらの歳出に対応するための歳入は、基金繰入金で収支の調整をしております。

これから年末年始を控え、大勢の人の交流が予想される中、町民みんなで一人一人ができる予防対策をきちんと行い、この予算を執行することがないようお願いしたいと考えております。

今回の補正予算につきましては、感染拡大防止のための緊急対応に対して迅速に備える態勢を整える形で追加をするものでございます。

説明は以上でございますが、この後、副町長の方から補足説明をさせますので、適切にご決定を賜りますようお願い致します。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは私の方から、議案第67号、令和2年度黒潮町一般会計補正予算につきまして補足説明を致します。予算書の1ページをお開きください。

一般会計補正予算第9号は、既決の予算に歳入歳出それぞれ1,350万円を追加し、総額をそれぞれ130億6,331万8,000円とするものでございます。

詳細につきまして、まず、歳出の事項別明細書からご説明を致します。13ページをお開きください。最後のページとなります。

まず、3款2項1目、老人福祉総務費、19節扶助費の介護サービス規模縮小要請在宅手当150万円の追加につきましては、感染拡大防止のためデイサービス等の通所サービスの規模縮小を要請した場合に、利用を控えていただいた在宅要介護者等のその家族に対しまして、自粛要請への協力に感謝をするとともに、介護負担が増加した家族の労に報いるため、対象者1人につき1万円の介護手当を支給するもので、対象者を実績により180人と見込み、前回の残額約30万円を加えまして緊急対応時に備えるものでございます。

7款1項2目、商工振興費の18節負担金補助及び交付金の黒潮町営業時間短縮要請協力金1,200万円の追加につきましては、先ほど町長から説明がございましたが、高知県での感染症対応の目安では、小規模グループで、かつ、短時間で会食をとの知事メッセージが出されているところであり、今後の夜間外出自

肅等に緊急に対応するために、宅配、テイクアウトを除く料理店、居酒屋、スナック、カラオケ店、また宴会場など、飲食を提供している旅館、ホテルなどの40事業者に30万円を協力金として支給するものでございます。

歳出は以上でございます。

続きまして、12ページの歳入の事項別明細書へお戻りください。

19款繰入金の財政調整基金繰入金1,350万円の増額によりまして、収支の調整を行うものでございます。

なお、国の第3次の補正予算におきまして、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金の拡充も検討されておりますので、引き続き、財源の確保につとめながら財源充当を行ってまいります。

以上で、議案第67号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

山崎君。

4番（山崎正男君）

この提案につきましては県からの特別な要請もあろうかと思っておりますので、これはこれで結構なことだと思いますが、今言う、我々の幡多地域に感染が広がっているというような状況も踏まえたときには、飲食、酒類だけじゃなしに、通常の口に入る商売。例えば、朝のモーニング、喫茶店ではモーニング。こういう状況も考えられますので、これ以外にそういう関係者についても新たな、併せてそういう要請をしていくと。

3密を避けて、マスクをやって、というわけにはいかないところがあります。喫茶店なんかは、それなりのことを考慮してやらないと、本当の目的の感染防止にはならないのではないかと考えます。

そこらあたりのことについて質疑致します。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは、山崎議員のご質問にお答えしていきたいと思っております。

この新型コロナウイルスの感染対策、さまざま考えなければならぬところがございますけれど、現在出ている状況、そしてその要因となった行為。そのことを考えますと、リスクの高かった所、そういう所から緊急の対応を詰めてまいりたいと思っております。

まずは、やはり夜間の飲食。これが要因でなったケースが非常に多いというのは事実でございます、そういうふうな要因の強い所から対策を被って、そして必要に応じては、議員おっしゃられたように幅を広げていく。そういう対応を考えていきたいと思っております。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

確認しますが。

今後、こういう予算と併せて、今後再度、別口で予算の必要なものがあれば出してくるという考えでかまんですか。

町民にも、それなりの感染予防も訴えていくということでもよろしいですか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、山崎議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

今回、予算を提案しましたのは、営業時間短縮でございます。休業要請は、今のところ考えておりません。

従いまして、今後、この新型コロナウイルスの感染症の状況を見据えてですね、場合によってはそのほかのさまざまな対策は考えていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

3回目です。

山崎君。

4番（山崎正男君）

それからこの抑制期間ですが、これはもう町長の感じるところで決めていくというようなことですが14日間。これで、このコロナ対策の一定防止はできるかも分かりませんが、要請ですので、やれるところやれないところがあると思いますけれど。

このお金を出してやるわけですので、一定期間だけ取りあえずストップすればいいという考え方なのか。その後もまだ続くわけですので、そこらあたりも踏まえた考えを持ってないといけないと思います。

よって、この12月の年末年始にやるのか、それから来年早々にやるのか、時期も早く決定されるべきじゃと思いますけれど。それなりに町民にもアピールして、こういうことがあるぞということを伝えていくべきじゃと思いますが。

いかがですか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは、山崎議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

この新型コロナウイルス、非常に厄介な対策でございまして、状況は今後どうなるか、全く分からない状況でもあるのが正直なところでございますけれど。

今提案している事業、実施するとすればですね、めどとしては議員おっしゃられたとおり2週間ぐらいを想定しております。

ただ、それで完全に終わるか終わらないか、これはよく分からなくて、状況によっては再度やる必要もあるし、あるいは、場合によってはこれよりも強い対策を講じる必要がある場合も、なきにしもあらずというふうに思っております。

それから、いつやるかの判断は、町の方でさまざまな情報データをそろえて検討する黒潮町コロナウイルス感染症対策行動本部というのを開催しております、そちらで判断をしながら、最終的に町長決定ということで実施させていただきたいと思っております。

議長（小松孝年君）

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第 38 条第 2 項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

議案第 67 号、令和 2 年度黒潮町一般会計補正予算についての討論を行います。

初めに、反対討論はありますか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありますか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のために申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承をお願いします。

議案第 67 号、令和 2 年度黒潮町一般会計補正予算についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 67 号は、原案のとおり可決されました。

これで、採決を終わります。

日程第 4、委員会の閉会中の継続審査および調査についてを議題とします。

各委員長から委員会において審査および調査中の事件について、会議規則第 74 条の規定に基づき、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続審査および調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査および調査について、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、各委員長からの申し出のとおりとすることに決定しました。

町長からの発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長 (松本敏郎君)

令和 2 年 12 月 第 14 回黒潮町議会定例会、お疲れさまでした。

また、提案致しました全ての議案につきまして承認いただきまして、誠にありがとうございます。
今議会で賜りました意見を参考にしながら、今後も全力で住民福祉に取り組んでまいります。

議長（小松孝年君）

これで、町長の発言を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

これで、令和2年12月第14回黒潮町議会定例会を閉会します。

閉会時間 14時 48分

会議録の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議長 小松孝年

署名議員 小永正裕

署名議員 山本久夫